

国家公務員の労働条件について 一一五〇七字

法案の議論に入る前に、常々私は大臣に一度お聞きをしようと思っていたのですが、ゆうべも職員の方々に質問の聞き取りに来ていただきました、熱心にそれこそ取り組んでいただいています。

私はもともと大蔵委員会の所属なものですから、大蔵はそれ以上にいろいろな問題があったものですから、自殺者も含めて精神的に追い込まれている若い人たちを見るわけであります。そこで、私は気になったものですから、霞が関の労働条件というか今の状況というのは、この基準法に照らすとどことなくあいになっているんだ、こういう問いを投げかけましたら、やはりまじめなんです、私たちの労働については基準法の範疇の中に入っていないからという、本当に気を使った答えが返ってきたのであります。

時代背景がいろいろ変わってきておるわけでありまして、その変化をとらえて今回の基準法の改正ということになったというところを、理解しているのです。そういう前提に立って、どう思われますか、今の霞が関は。大臣、ちょっと担当大臣として答えてください。

伊吹国務大臣 私も実は霞が関に二十年間おりました、今先生と同じようにこういう仕事をいたしておりますが、多分我々は従業者になるのでしょうか、我々もまた労働基準法というものが適用されるとすれば、最もその違反的な仕事を強いられているグループだと思えますが、もう御承知のように、いわゆる公務員というのは労働

基準法の対象外であって、しかし全く同じ精神でつくられている人事院規則のすべて規制のもとにあります。

そういうことからいうと、労働省を含めて各省の諸君の今の勤務状況をもし雇用している者が強制をしてさせていたとすれば、これはもう明らかに、労働基準法が適用されれば、それを超えているとは思いますが、また割り増し賃金、超勤等もそれだけ払われているかどうかということになると、多分先生のところへ質問をとりに来た諸君はそういう対象になっていないだろうと私は思います。

ただ、国家国民の将来を思って、先生のところへ質問をいただきに行くというのが国家のためになると思つて自発的に働いている、そういう、何というのでしょうか、本来国家に対する義務を果たすために人間は生きるのだという基本に基づいて動いている国家公務員がたくさんいるということによって日本はまだ救われていると思えますが、それに安住してはやはりいけないので、仕事の内容を効率化し、国家公務員の諸君も、労働基準法は適用されませんが、人事院規則の中でできるだけ労働条件をこれから緩和してやっていくように、お互いに政治家として、国会のあり方等も含めて、考えてあげることがだと思っております。

中川委員 その上に立って、今回の労働基準法の改正の趣旨、大まかにはそれこそ産業構造あるいは世界のグローバル化等々に合わせていく形で環境も整えていくという趣旨なんだろうと思つたのですが、一遍改めて、その時代背景をどういうふうにとらえておられるのか、その流れのどこをとらえて今回の改正というのが必要となつ

たのかということをお説明いただきたいというふうに思います。

伊吹国務大臣 今、産業構造の変化あるいはグローバル化というお言葉をお使いになりましたが、そのことが今回の改正に向けて一つの雰囲気をつくり出していることは私は否定いたしません。

しかし、そういうものの中でと申しますよりも、戦後の廃墟の中から我々の先輩が努力をしていただいて、今日の、いろいろ国民の皆さんには御不満があると思いますが、諸外国の社会保障制度あるいは生活水準から見ればかなり行き届いた状況になっている中で、国民の選択がやはり多様化してきている、働き方のあり方も多様化してきている、その選択の自由にやはりこたえてあげる仕組みはつくっておかねばならない。しかし、選択の自由、つまり市場経済、自由社会の結果がすべて万能であると考えている人はいないわけであって、統制的な社会主義、共産主義計画経済的なものよりは選択の自由が広い、そして豊かな今の社会はいいわけですが、したがって、その中でこれだけ職業の選択ができたり、ミスマツチという言葉は格好はいいですが、職業があるのに嫌だとかつらいとかいつて選択ができるだけの実は日本は国になっているわけですね、戦後から比べると。

そういう中で、いろいろな働き方を期待しておられる方がおられるわけですから、それにこたえる道をつける。つけるけれども、市場経済、自由社会の結果はすべて万能ではないので、そこに対しては、守らねばならない基本的な生き方、人権あるいは国家の安全保障、伝統、そういうものを守っていくためにある程度の規制という

ものをやはり入れていかねばならない。その規制は決して私たちが今回の労働基準法の中から撤去をしているとは思いません。新しい選択の自由を入れていくけれども、その選択の自由によって働く人たちの立場が悪くならないような措置だけは入れながら時代の流れに対応していく、こういうことで今回の法案を御提案した、こういうことでございます。

中川委員 大臣、前段の部分はわかりました。しかし、これから具体的に議論をしていきたいと思うのですが、法案の中身に入っていきますと、後段の部分、いわゆる選択肢が広がっていく、それを選んでいく過程の中で、労働者自身が不利益をこうむらないような社会的な枠組みをつくっていく。恐らくその部分というのが基準法の本来の目的なんだろうと思うのですが、その部分を見ていきますと、どうも今回の改正については逆なんじゃないか。選択肢だけ広げて、それを基本的に守っていく部分というのが議論として取り残されたまま改正に及んでいるのではないかと。この懸念があるものですから、そういう前提に立って、一つ一つ伺いたいと思います。

伊吹国務大臣 多分、先生のおっしゃるうとしておられることは、私もよくわかります。そして、先生もかつて自由民主党におられて、日本新党に行かれて、新進党に行かれて、今民主党に行っておられますから、市場経済、自由社会の欠点を補っていくには、どちらかというと、政府が積極的に介入をしながらそれをすべて解消したほうがいいというりべラ的なお立場に立っておられると思います。

私は、これは一つの政治思想として決して間違っているとは思いませんが、そのことが行き過ぎてしまうと、市場経済、自由社会を前提としながらやっていかねばならないという思想のもとで